

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 14 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第2条第6項関係**

フードデリバリー業では、電子マネーを用いた報酬の支払いを行う場合もあるところ、本法案第2条第6項関係における「支払うべき代金」について、電子マネーも含まれるという理解でよいか。

この点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

電子マネーであることをもって、直ちに本法律案第2条第6項の「支払うべき代金」に該当しないというものではないが、他方で、電子マネーは発行体の信用力や換金性によって千差万別であり、代金の支払いと同等と認め得るものかどうかは、個別の事案に応じて判断することとなる。なお、その考え方については、施行までに対外的に明らかにしてまいりたい。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 15 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第3条第1項関係**

フードデリバリー業では、フードデリバリーの配達員等のフリーランスへの業務委託の際には、アカウント登録における基本契約の締結と、実際の配達業務の受注における個別契約という二本立ての契約関係が存在しており、基本契約締結段階では報酬の額等も定まっておらず、個別契約の段階となって初めて報酬の額等が確定することとなっている。

本法案第3条第1項に規定されている業務委託時のフリーランスへの書面等の交付義務については、基本契約締結時ではなく個別契約締結時との理解でよいか。

この点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

ご理解のとおり。

第3条第1項は、業務委託事業者からフリーランスに対し「業務委託をした場合」に契約内容の明示を義務づけているところ、「業務委託をした場合」とは、業務委託に係る契約を締結した時点を意味する。そして、業務委託に係る基本契約（個々の取引に適用される共通事項を定めたもの）を締結しただけでは、具体的な債権債務は未だ発生していない。このことを踏まえ、契約内容の明示が義務づけられる「業務委託をした場合」とは、個々の債権債務の発生を伴う個別契約の締結時点をいうものと考えている。

ただし、個別契約時のみにおいて第3条第1項が求める全ての事項を明示すること又は、契約として一体である基本契約時と個別契約時の両機会を合わせて明示することのいずれも可能と解釈することを予定している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 16 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第3条第2項関係**

アプリ上で短時間に多数の発注を行うフードデリバリー業では、フリーランス側から個別業務に係る全ての書面の交付が求められた場合、特定業務委託事業者における運営コストが上昇し、消費者及び配達員に不利益が及ぶ可能性がある。

そのため、電子的方法で必要事項を表示した画面を確認することができ、かつ、当該画面をフリーランス側で印刷することが可能な場合には、本法案第3条第2項ただし書の「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」として、公正取引委員会規則で規定すべきと理解しているが、認識いかん。

もし、仮にこの理解が難しい場合、フリーランスから書面交付を求められた際に、特定業務委託事業者がフリーランスから書面の交付についての実費を徴収することも考えられるが、これは本法案上許されると理解してよいか。

これらの点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

フリーランスの中には、電子メールやインターネットを使えない又は使い慣れていないなど、電磁的方法によっては契約内容を確認するのに支障がある者も存在するところ、第3条第2項は、そのような者の保護のため、電磁的方法で明示された場合に書面の交付を求めるができるように定めたものである。

公正取引委員会規則の具体的な定め方については、このような趣旨や頂いた御指摘も踏まえて検討してまいりたい。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 17 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】第4条第5項関係</b> 本法案第4条第5項ただし書の支払い遅延の禁止に係る例外規定について、「フリーランスの責めに帰すべき事由により支払うことができなかったとき」とのみ定められているところ、金融機関側のトラブルなどで支払いが遅延することも考えられることから、特定業務委託事業の責めに帰することができない事由での例外も認めるべきではないのか。 この点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。</p> <p><b>【質問の理由】</b></p> <p><b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>金融機関のトラブルにより支払期日の超過が生じた場合について、現在の下請法の執行においてそのような場合に勧告を行うという運用はしておらず、この点は新法においても同様の運用を行う想定である。</li><li>また、下請法の運用において、金融機関のトラブル等により支払遅延が多く発生しているものとは認識していない。</li><li>よって、この点の考え方については、本法律案施行後のフリーランス取引の実態を注視した上、対外的に明らかにする必要性について検討してまいりたい。</li></ul>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 19 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第5条第1項第2号関係**

フードデリバリー業では、フードデリバリーの配達員等のフリーランスへの業務委託の際には、アカウント登録における基本契約の締結と、実際の配達業務の受注における個別契約という二本立ての契約関係が存在している。報酬体系については、基本契約の締結の際に報酬体系等について定めた約款にフリーランスからの同意を得るという形式が主流である。

本法案第5条第1項第2号では、個別の委託業務をした後の、当該個別業務に対する報酬の減額を禁止しているが、基本契約に含まれる報酬体系の約款について変更する場合には、報酬の額自体を変更するものではないため同号では制限されていないとの理解でよいか。

この点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

- ・本法案第5条第1項第2号は、発注時に定めた個別の業務委託に係る報酬の額を、発注後に減ずる場合に規制が及ぶこととなるため、基本契約に含まれる報酬体系の約款を変更し将来の個別業務に適用しようとする場合については、同号の規定に違反することにはならない。
- ・他方で、基本契約に含まれる報酬体系の約款を変更した場合に、変更後の約款による報酬体系が従前よりも額が下がっており、このような報酬体系を、既に完了した個別業務について遡及的に適用したときには、報酬の減額として本法律案第5条第1項第2号に該当し得る。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 20 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第13条関係**

フードデリバリー業の配達員は、好きな時間や場所で働く自由度の高い労働形態が特徴である。

このため、その理由如何にかわらず、

ア) 配達員が受注を許諾した配達をその後キャンセルすることが続いたために配達員としての評価が低下する

イ) 決められた期間内に一定数の配達を達成することで獲得できる追加報酬が得られないといった事例もあり、これらの結果は、フードデリバリー業の労働形態の自由度の高さと表裏一体の関係にある。

そこで、まず、本法案第13条の「必要な配慮」の具体的な対応例を示すことはできないのか。

また、妊娠、出産若しくは育児又は介護をする配達員が、上記ア、イの状況となった結果のみをもって、「必要な配慮」をしなかったとみなされることはないとの理解でよいか。

これらの点の考え方を法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

○ 一点目について、本法第13条における「必要な配慮」について、具体的な内容は同法第15条に基づく指針でお示しすることとしていますが、現時点では、例えば以下のような対応が想定されると考えております。

①妊婦について、母性保護や健康管理のため、妊婦健診受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮すること。

②育児・介護を行う時間の確保のため、育児・介護と両立可能な就業日・時間の設定をすること。

③契約締結過程で、フリーランスが育児介護等を行いながら就業することが可能となるような就業条件の設定に向けて、丁寧な協議を行ったり、フリーランスの求めに応じて必要な説明をすること。

④フリーランスが、育児介護等に関する急遽の対応により、契約内容の一部または全部を履行できない場合に、契約の範囲内で状況に応じた柔軟な対応をすること（子や要介護者が急に体調不良となった際に、就業時間の前倒し、場所の変更・就業日を変更するなどの対応を行うなど）。

○ 二点目について、13条に規定する「必要な配慮」は  
・育児介護等の事情は、プライバシーに関わるものであること

- ・また、取引相手となるすべてのフリーランスの育児介護等の事情を把握することは、特定業務委託事業者にとって負担が大きいことからフリーランスからの申出を契機に行われることが望ましく、この点については、条文上にも明記しております。
- したがって、妊娠、出産若しくは育児又は介護をする配達員が例示していただいたア)イ) の状況に至ったことのみをもって、直ちに配慮義務違反となるわけではありません。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 21 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第 16 条**

フードデリバリー業では、フードデリバリーの配達員等のフリーランスへの業務委託の際には、アカウント登録における基本契約の締結と、実際の配達業務の受注における個別契約という二本立ての契約関係が存在している。フードデリバリーの配達員が、交通法規などの法令に違反した場合や消費者へのストーキング行為など信義にもとる場合には、消費者を保護する観点等から、状況次第では当該配達員のアカウント（基本契約）は停止をせざるを得ない。また、アカウント停止に至る又は至らない限界事例の内容が、配達員の間で周知されると、かえってアカウント停止までは至らないが、不適切な行為を行う配達員を増やし、それらの行為を助長しかねないと懸念がある。

そこで、本法案第 16 条第 1 項本文に規定する「契約の解除」には、アカウント（基本契約）の一次停止は含まれないと理解でよいか。

また、同項ただし書の契約解除の事前予告義務の例外事由は「災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合」と規定されているが、フリーランスの責めに帰すべき事由に基づいてアカウントを停止する場合は、当該例外規定に含まれるとの理解でよいか。

また本法案第 16 条第 2 項ただし書の契約解除の理由開示の例外事由は「第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合」と規定されているが、特定場面での理由の開示が、限界事例を周知することと同義であり、結果、他者の不正行為を助長してしまう場合は、当該例外規定に含まれるとの理解でよいか。

その他本法案第 16 条第 1 項ただし書と第 2 項ただし書の例外にあたる場合については、可能な限り法案の閣議決定前迄に明らかにするとともに、その後も関係者の声をよく踏まえてルールの明確化を検討できないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

- アカウントの一時停止は、それのみでは、本法第 16 条の解除には当たらないと考えております。
- このためアカウントの一時停止に際し、事前予告や理由の開示が必要となるわけではないと考えております。なお、本法第 16 条第 1 項に規定する解除等の事前予告義務の例外事由について、現時点では、例えば、以下のような場合を想定しております。  
①取引とは関係ない外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合  
例：天災等により、業務委託の実施が困難で業務委託を解除する場合

②取引に関する外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合

例：特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、特定業務委託事業者からフリーランスへの業務委託を解除する場合

③適法な取引の観点から急な解除をせざるを得ず、予告が困難で、急な解除も相当である（予告による保護を図るに値しない）場合

例：不法就労の外国人・運送業の許可を得ていない自動車等での配達などが発覚し、こうした業務を避けるために解除する場合や、フリーランスが反社会的勢力又はその関係者であることが発覚して解除する場合

④解除することについてフリーランスの責めに帰すべき事由（ただし、軽微なものは除く）があり、予告による保護を図るに値しない場合

例：委託業務について、フリーランスに不履行・不適切な行為（＝不履行には当たらないが信頼関係を損ねる行為）等があり、業務委託を継続することが不適当であるとして解除する場合。

○ 三点目について、同法第16条第2項に規定する契約解除の理由の開示の例外事由について、現時点では、例えば以下のような場合を想定しております。

①理由を開示することで第三者の不利益につながるおそれがある場合

例：フリーランスが業務遂行に当たり第三者に不適切な行為をし、当該第三者が特定業務委託事業者に通報したこと、特定業務委託事業者が契約を終了したが、理由を開示することで、当該第三者が特定されフリーランスからの報復など不利益が及ぶおそれがある場合

②理由を開示することで発注事業者の事業に悪影響が及ぶおそれがある場合

例：フリーランスによるなりすましやアカウントの二重登録等の詐欺的な不正行為により契約が解除された場合、こうした理由を開示することで、特定業務委託事業者のセキュリティ状況等が不正行為をしたフリーランスにも伝わり、さらなる不正行為を助長する場合

③理由を開示することで公の業務の執行に支障が生じるおそれがある場合

例：特定業務委託事業者に対し、フリーランスについて、警察から捜査への協力要請があり、理由を開示することで捜査への影響が及ぶおそれがある場合

④フリーランスの人的属性に基づき契約を終了する場合で、理由を開示することにより、更なるトラブルにつながるおそれがある場合

例：フリーランスが反社会的勢力又はその関係者である場合

例外事由の具体的な内容は、今後、省令で定めることとしておりますが、例示していただいた「特定場面での理由の開示が限界事例を周知することと同義であり、結果、他者の不正を助長してしまう場合」については、上記のいずれかに当たる可能性があると考えております。具体的には、今後の施行に向け、引き続き取引の実態や関係者の御意見等も踏まえつつ検討していきたいと考えております。

○ 四点目について、本法第16条における各規定の例外事由については、例えば、上記でお示ししたものが想定されますが、今後の施行に向け、引き続き取引の実態や関係者の御意見等も踏まえつつ検討していきたいと考えております。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 22 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局企画課	FAX	[REDACTED]
担当者名	鶴田征太郎	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<b>【質問内容】</b>
法律案第2条第1項関係
<p>業務委託事業者が、法人格を有しない任意組織に業務委託を行った場合において、当該任意組織に雇用又は登録されている者が実際の委託業務を行ったとき、実際の委託業務を行った者は同条に基づく「フリーランス」として扱われることとなるのか。</p>
<b>【質問の理由】</b>
酪農家及び肉用牛農家は、休日確保等のため、自身が所属するヘルパー利用組合（任意組織）に対し、利用規約等に基づき、家畜の飼養管理作業等を行う者の出役を依頼し、ヘルパー利用組合からは、組合で雇用若しくは登録している者を出役させ実際の飼養管理作業を行うといった実態がある。実際の業務を行う者は、フリーランスとして酪農家及び肉用牛農家等から業務を受託しているという実態ではないと認識しているが、その扱いで良いのか確認したい。
<b>【回答】</b>
業務委託事業者が、法人格を有しない任意組織に業務委託を行った場合、当該業務委託に係る契約が業務委託事業者と実際に業務委託に係る業務に従事する者との間に成立するときは、当該業務に従事する者が新法第2条第1項各号の要件をみたす限り、新法にいう「フリーランス」に該当し得る。
もっとも、集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらぬと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしており、そのような関係が認められる限り、酪農家及び肉用牛農家とヘルパー組合に雇用されあるいは登録されている者との間の取引についても同様の取扱いとなる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 23 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局飼料課	FAX	[REDACTED]
担当者名	野坂、久保、斎藤	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 法律案第2条第2項関係</p> <p>法令協議前の農林水産省への事前説明において、「農耕、畜産、水産動植物の採捕等の原始的生産そのものの委託は適用とならない」という旨の説明を受けているが、畜産農家（業務委託事業者）の依頼に基づき個人の農家（フリーランス）が、牧草などの飼料作物の生産や稻わらなどを収集する行為又は収集行為を手伝う行為は、「原始的生産そのものの委託」にあたり、適用とはならないか。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 耕種農家と畜産農家が連携する地域の取組は広く行われており、口約束による慣行的なものもあると想定される。このため、こうしたケースで本法案の規定が適用され、書面又は電磁的方法での明示等が義務化された場合、従来の慣行的な取組が変更されることとなり、高齢者も多い現場の農家にとって、対応が困難と予想されるため。 また、稻わらの利用促進や国産飼料の増産を今後進めていくに当たり、新規に連携する取組を行う場合であっても上記の適用関係をどのように判断されるのか、明らかにしたいため。 ※ なお、参考として、国産の稻わらの飼料利用は約 72 万 t となっている。</p> <p><b>【回答】</b> 御指摘の飼料作物の生産については、原始的生産であって「製造」にも「加工」にも含まれないことから、本法律案は適用されない。 他方、稻わらを収集する行為や収集行為を手伝う行為については、役務の提供に当たり得る行為も含まれるものと思われるが、集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしており、そのような関係が認められる限り、畜産農家のために個人農家が稻わらを収集する行為や収集行為を手伝う行為についても同様の取扱いとなる。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 24 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局飼料課	FAX	[REDACTED]
担当者名	野坂、久保、斎藤	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法律案第2条第6項及び第3条関係

法律案第3条において、「業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法によりフリーランスに対し明示しなければならない」とあるが、

個人の稻作農家（フリーランス）が稻わらの収集（役務提供）を行い、依頼した畜産農家（業務委託事業者）がその対価として畜産由来堆肥を提供した場合、報酬が「代金」ではなく「報酬の額」が発生しないことになるが、このようなフリーランスの給付に対し支払う報酬が代金でないことを前提とした業務委託に関しては、第3条等の規制は適用されないと理解でよいか。また、そのような対価は第2条第6項の「報酬」に該当するのか。

**【質問の理由】**

農林水産省との事前打合せにおいて、農林漁業について、原始的生産そのものの委託は適用にならないが、個々の農作業の委託は規制対象になるという旨の説明があったため、稻わらの収集（役務の提供）といった業務が規制対象となるか確認するもの。

耕種農家と畜産農家間における稻わらと堆肥の交換は広く行われており、口約束による慣行的なものもあると想定される。このため、こうしたケースで本法案の規定が適用され、書面又は電磁的方法での明示等が義務化された場合、従来の慣行的な取組が変更されることとなり、高齢者も多い現場の農家にとって、対応が困難と予想されるため。

※ なお、稻わらと堆肥の交換件数は把握できていないが、参考として、国産の稻わらの飼料利用は約72万tとなっている。

**【回答】**

集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方方に立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしている。

御指摘の畜産由来堆肥を対価とする稻わらの収集行為の依頼についても、そのような関係が認められる限り、同様の取扱いとなる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 25 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局畜産振興課	FAX	[REDACTED]
担当者名	勝部 裕衣	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法律案第2条第2項関係

資格を有した者しか行うことができない技術提供についても、法第2条第2項の「業務委託」に該当するのか。

**【質問の理由】**

例えば、家畜人工授精業務については、原則獣医師又は家畜人工授精師でなければ行うことができない業務となっているため、これらの資格を有さない畜産農家は、獣医師又は家畜人工授精師に対し、家畜人工授精の役務の提供を依頼することとなる。このような有資格者による技術提供についても本法案の適用対象となるのかを確認したい。

**【回答】**

貴見のとおりである。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 26 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局畜産振興課	FAX	[REDACTED]
担当者名	勝部 裕衣	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 法律案第4条第1項関係</p> <p>成功報酬の場合、60日以内に支払を完了することが困難な場合があるが、役務提供時から60日以上経過しないと明らかにならない成功報酬に応じた支払について、どのように考えているのか。例えば、60日以内に役務に対する一定の報酬（例えば技術料）を前払すれば、60日以降の役務に対する満額の成功報酬の支払を可能とするなどの例外を設けることは検討しているのか。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 例えば、家畜人工授精業務について、現在一部の地域では、役務提供時には報酬を支払わず、約1年半後※の子牛販売時の価格に応じて、成功報酬として支払っている場合があることから、このような場合の扱いについて確認したい。（※妊娠期間280日+約8か月齢での出荷）</p> <p><b>【回答】</b> 役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要がある（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになる）。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 27 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	畜産局畜産振興課	FAX	[REDACTED]
担当者名	勝部 裕衣	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法律案第3条第1項

書面又は電磁的方法による明示の義務化について、口約束により業務委託を行ってきた事業者に対し、法施行までにどのように周知していくのか。契約のひな形の周知なども想定しているのか。

**【質問の理由】**

例えば、家畜人工授精業務の場合、未だに口約束により業務委託を行う場合が多いことから、法第3条第1項に規定する書面又は電磁的方法による明示は、事業者への新たな負担となることが想定されるため。

**【回答】**

本法案については、ご指摘のとおり、フリーランスに業務委託を行う事業者に対して新たに義務を課す内容を含むものであることから、施行までに十分な周知・準備期間を設けることを予定しており、書面又は電磁的方法による明示の義務化について、説明会、ホームページ、SNSなど様々な方法で周知徹底に努める予定である。契約のひな形の作成については、今後の検討事項としたい。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 28 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	経営局経営政策課	FAX	[REDACTED]
担当者名	吉野、足利、宮園	e-mail	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

本法案の解釈について、10月7日（金）に頂いた以下のご回答のとおりで理解して宜しいでしょうか。

- ①集落その他の特定の地域において、農作業に従事する農業者間における相互扶助の考え方  
に立脚し農作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合について  
は、かかる農業者間における農作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈する。
- ②お示しいただいた、農業者が共同で出資して法人を設立し、その法人内において共同経営の一環として構成員農業者に農作業に従事するよう依頼することは、本法案第2条第2項の  
「他の事業者」には当たらないと解釈している。

**【質問の理由】**

10月7日（金）の事前調整の結果どおりのことを確認するため。

**【回答】**

御理解のとおりです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 29 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	経営局就農女性課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田中	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第2条第2項の「業務委託」の判断時期について。同条第1項の「フリーランス」、第4項の「業務委託事業者」、第5項の「特定業務委託事業者」に該当するか否かはいつの時点で判断されることになるのか。

**【質問の理由】**

農業の場合、普段は従業員を使用していない農業者であっても、収穫期等の繁忙期等には短期的に大人数を雇用する場合もある。このため、「業務委託」の時点によっては、第2条第5条第5項の「特定業務委託事業者」に該当してくる可能性もあるため、時期を明確に示されたい。

**【回答】**

本法律案の適用対象となるか否かの判断時期は、本法律案に規定する行為を行う時点であり、例えば、第2章の規定については、業務委託をした時点、すなわち業務委託に係る契約が締結された時点において、本法律案の適用対象となるか否かが判断される。したがって、業務委託に係る契約が締結された時点において、従業員を使用している農業者であれば、第2条第5項の「特定業務委託事業者」に該当し得る。

ただし、(特定) 業務委託事業者の個々の行為の違法性については、その行為が行われた時点において、新法の各種義務違反の要件をみたしているかどうかを、改めて行政庁が判断することとなる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 30 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	経営局就農女性課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田中	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 第4条第1項の「役務の提供をした日」について。役務が比較的長期間継続する場合（例えば特定の1か月間など）には、役務の提供を終了した日から起算されるという理解でよろしいか。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 農業においては、繁忙期などに作業を比較的長期間継続的に委託する場合がある。たとえば、ミカンの場合、11月、12月が収穫期であり繁忙期となるが、11月1日から12月31日まで収穫作業を農作業受託をビジネスとして営むフリーランスに委託した場合に、報酬の支払い期限を役務提供の最終日となる12月31日から起算して60日とするか、日割りで債権が発生して最速のもので11月1日から起算して60日以内なのかで、期限が異なってくるため、確認させていただきたい。</p> <p><b>【回答】</b> 役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要がある（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになる）。 したがって、ご指摘のような「役務が比較的長期間継続する場合」には、ご指摘のとおり、「役務の提供を終了した日」から起算される（12月31日から起算して60日）。 な</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 31 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	経営局就農女性課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田中	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 第4条第1項の「役務の提供をした日」について。同内容の役務を年に複数回委託する場合に、複数回をまとめて1回とみなすことは可能か。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 農業においては、草刈りのように年に何回か必要になるが、それぞれの作業が継続しているわけではないものがある。たとえば、5月1日、7月1日、9月1日に草刈りをビジネスとして営むフリーランスに委託した場合に、これらをまとめて1回とみなすことができれば、9月1日から起算して60日以内に報酬を支払えばよいことになる。農業の場合、年に1度の収穫期にしか金銭収入がない作物もあり、農作業代金を収穫期にまとめて支払う慣習があることから、確認させていただきたい。</p> <p><b>【回答】</b> 役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要がある（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになる）。 したがって、ご指摘のような、一定期間、間隔をあけて同じ役務を依頼する場合、一連の役務提供ということはできず、5月1日、7月1日、9月1日と草刈りを行う場合、それぞれの役務提供が終了した日が「役務の提供をした日」となり、その日から起算して60日以内の支払いが必要となる。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 32 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	経営局就農女性課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田中	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第13条第1項で定義される第16条第1項における「継続的業務委託」について。「継続的業務委託」とは、役務契約が途切れることなく継続されている場合を指すという理解でよろしいか。

**【質問の理由】**

農業においては、毎年特定の時期にだけ業務委託をするような場合がある。例えば、ミカン農家においては、収穫期で繁忙期となる11・12月だけ作業を委託することになるが、10年間にわたって毎年11月・12月に作業をフリーランスとしてビジネスを営む者に委託した場合でも、役務契約が継続していないので「継続的業務委託」には当たらないと理解している。仮にこのような場合でも「継続的業務委託」とされると、当該農業者に第16条の解除等の予告義務が生じるため、確認させていただきたい。

**【回答】**

- 本法第13条第1項及び第16条第1項における「継続的業務委託」については、政令で定める期間以上の契約又は更新により政令で定める一定期間以上となる契約を対象とすることを考えております。
- この「更新」については、契約期間の満了時に、空白期間がなく（又は、空白期間があっても時間的な近接性がある範囲内で）再度、主たる内容が同一の契約を締結する態様を想定しております。
- このため、ご指摘のケースは、契約の間の時間的な間隔が大きく（さらに役務の内容が年により異なれば尚更）、更新に当たるとは解されないことから、「継続的業務委託」には該当しないものと解されます。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 33 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p><b>【質問内容】</b></p> <p>(1) 第2条第1項に「業務委託の相手方である事業者」とあるが、「事業者」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。</p> <p>(2) 同条第2項第1号及び第2号の「事業者」及び「その事業のため」について、その定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。</p> <p>(3) 同条第4項に「フリーランスに業務委託をする事業者」とあるが、「事業者」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。</p> <p>(4) 第4条第3項に「他の事業者」とあるが、「事業者」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。</p> <p>(参考)</p> <p>第二条 この法律において「フリーランス」とは、業務委託の相手方である<u>事業者</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 <u>事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。</u></p> <p>二 <u>事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。</u></p> <p>4 この法律において「業務委託事業者」とは、フリーランスに業務委託をする<u>事業者</u>をいう。</p> <p>第四条</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部についてフリーランスに再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項をフリーランスに対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。</p> <p><b>【質問の理由】</b></p> <p>適用対象を明確化するため。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>(1) について</p>

本法律案における「事業者」とは、一般的な「事業者」の定義と同様、「商業、工業、鉱業、農林水産業、運送業、サービス業その他の事業を行う者の総称」として用いている。

なお、「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」をいう。

(2)

「事業者」の定義については、(1) のとおり。

「その事業のために」とは、当該事業者の事業の用に供するために行うものが該当する。

(3)

「事業者」の定義については、(1) のとおり。

(4)

「事業者」の定義については、(1) のとおり。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 34 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁国有林野部業務課	FAX	[REDACTED]
担当者名	藤田 裕史	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<b>【質問内容】</b>
法第2条第2項各号に掲げる「事業者」に、国は含まれるか。 また、第2条第2項における「業務委託」には、国が発注する事業等の請負者又は受託者が、他の事業者に委託することは含まれるか。
<b>(参考)</b>
第二条 この法律において「フリーランス」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 個人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第五項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの 2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。
<b>【質問の理由】</b>
考え方の確認のため。
<b>【回答】</b>
国も公法人として「法人」であり、「何らかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者」（東京都と畜場事件・最判平元・12・14 民集 43巻 12号 2078 頁）であれば「事業者」にも該当する。 第2条第2項の「業務委託」には、国が発注する事業を受託した事業者が、当該事業の全部又は一部を他の事業者に委託することも含まれる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 35 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第2条第2項における「事業者」及び「その事業」の定義について、業務委託する側が自己所有財産を数年から数十年おきに、「フリーランス」に委託して間断的に処分を行う場合、業務委託側は本法の「事業者」及び「その事業」の範囲に入らないものと理解してよろしいか。

具体的には、収益を得られる伐採（主伐・間伐）は、森林が成長しないと行えないため、一筆の森林での主伐の機会は50年に1回程度しか発生しません（この間、森林の成長促進のための間伐を10数年に1度実施）。

このため、所有面積の小さい森林所有者においては、自己発意又は「フリーランス」からの提案により十数年に一度の間伐、50年に一度の主伐を「フリーランス」に委託を行うことが想定されるところ。

森林所有者は規模の大小差が著しく、毎年伐採を発注するような大森林所有者は本法の「事業者」に該当する蓋然性は高いと思われるものの、親世代に植林した土地を相続して数十年ぶりに伐採を行うような小規模所有者（次の伐採は約50年後と想定）に対する規制は今般の立法のねらいとするところにあたらず、意図せざる者に対し、過度の負担を課すものと思われます。

**(参考)**

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

**【質問の理由】**

適用対象を明確化するため。

**【回答】**

御指摘の小規模の森林所有者については、当該森林を利用して何らかの事業を行っている今までの実態が認めないと考えられることから、その限りにおいて、「事業者」には該当しない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 36 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 林業者間における相互扶助による森林作業の委託は事業者間の行為には当たらないとの理解でよいか。 具体的には、集落内で協力を得て他者に自己所有地内における作業を（相互に）手伝ってもらうことなどが想定されるところ。</p> <p>また、慣習的に集落内において、トラックや機械を所有している特定の者に対し、林道の維持・補修などについて依頼することについても事業者間の委託に当たらないとの理解でよいか。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 適用対象を明確化するため。</p> <p><b>【回答】</b> 集落その他の特定の地域において、森林作業に従事する林業者間における相互扶助の考え方立脚し森林作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる林業者間における森林作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしている。 御指摘の①集落内で協力を得て他社に自己所有地内における森林作業を相互に手伝ってもらうこと、②慣習的に集落内においてトラックや機械を所有している者に森林作業を依頼することについても、上記の関係が認められる限りにおいて、同様の取扱いとなる。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 37 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

どのような者が「事業者」又は業務の委託の相手方である「事業者」に該当するか、どのような物品の製造、役務の提供の委託が「その業務のため」の委託であるかについて、多様なケースが想定されるため、今回の確認事項も含めてガイドライン等で考え方を明示して頂く必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

**【質問の理由】**

運用にあたって、適用対象を明確化するため。

**【回答】**

本法律案における「事業者」及び「業務委託」の考え方については、今後、ガイドライン、Q & Aの公表などの方法により対外的にも明らかにしてまいりたい。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 38 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

小売事業者に「フリーランス」である農家が「しいたけ」を納入する取引の場合、第2条第2項第1号の「物品の製造（加工を含む。）」（※いわゆる「原始的生産」に該当するものと理解）及び同項第2号の「役務の提供」に該当せず、本法の対象外という理解で良いか。

（参考）

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

**【質問の理由】**

適用対象を明確化するため。

**【回答】**

貴見のとおりである。

「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）

（通し番号 39 ）

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

飲食店に「薪」又は「炭」をフリーランスである製薪や製炭事業者が納入する取引※の場合、第2条第2項第1号の「物品の製造」に該当するという理解で良いか。

※ 素材となる木を伐り出してきて、薪であれば適當な大きさに薪割り、炭であれば適當な大きさのものを製炭してできたものを納入する過程を想定

（参考）

第二条

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。

【質問の理由】

適用対象を明確化するため。

【回答】

御指摘の「薪」や「炭」を飲食店に納入する取引については、当該「薪」や「炭」が品質、仕様、規格等が特別に指定されていて、特定の飲食店以外には納品し得ないものなどでない限り、売買契約であるため、「業務委託」には該当しない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 40 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

「フリーランス」である山林種苗者が林業事業体（下請法適用外の資本金規模）から発注を受けて、指定の規格の苗木を納入する取引の場合、第2条第2項第1号の「物品の製造（加工を含む。）」（※いわゆる「原始的生産」に該当するものと理解）及び同項第2号の「役務の提供」に該当せず、本法の対象外という理解で良いか。

※ スギやヒノキといった山行きの樹木を種や挿し木により、特定の大きさまで育てて、規格を揃えて納入する過程を想定。

（参考）

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

**【質問の理由】**

適用対象を明確化するため。

**【回答】**

御理解のとおりである。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 41 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法第2条第2項第1号の「物品の製造（加工を含む。）」には、木材の原料または半製品から、半製品または製品を製造（加工を含む）し販売する行為は含まれるとの解釈でよいか。

**（参考）**

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

伐採した木材を原木にする作業を委託する場合については、木材の加工として、「物品の製造（加工を含む。）」に該当し得る。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 42 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法第2条第2項第2号の「役務の提供」には、依頼主である事業者から一時的に預けられた木材の原料または半製品から、半製品または製品を製造（加工を含む）し、依頼主である事業者に提供する行為は含まれるとの解釈でよいか。

（参考）

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

御指摘の事業者から一時的に預けられた木材の原料または半製品から、半製品または製品を製造（加工を含む）し、依頼主である事業者に提供する行為については、成果物を納品する作業までの一連の作業を委託したものとして「役務の提供」に該当すると判断することが可能である。

なお、委託の内容によっては、預かった木材の原料又は半製品を加工することを委託されたものとして「物品の製造（加工を含む。）」に該当すると判断することも可能である。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 43 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法第2条第2項第1号の「物品の製造（加工を含む。）」には、立木を購入し、伐木して主として素材（丸太）のまま販売する行為は含まれるとの解釈でよいか。

**（参考）**

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

当該素材（丸太）が品質、仕様、規格等が特別に指定されていて、特定の買主以外には納品し得ないものなどでない限り、売買契約であるため、「業務委託」には該当しない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 44)

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法第2条第2項第2号の「役務の提供」には、請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う行為は含まれるとの解釈でよいか。

(参考)

**第二条**

2 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

立木の伐採作業や伐木の運搬作業は、「役務の提供」に含まれる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 45 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 法第2条第1項第1号及び同条第5項第1号の「従業員」には、短時間労働者、業務委託（請負）契約を結んで働く者、家内労働者、家内労働者の補助者は含まれるのか。</p> <p><b>（参考）</b></p> <p><b>第二条</b> この法律において「フリーランス」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 個人であって、<u>従業員</u>を使用しないもの (中略)</li><li>4 この法律において「業務委託事業者」とは、フリーランスに業務委託をする事業者をいう。</li><li>5 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</li><ul style="list-style-type: none"><li>一 個人であって、<u>従業員</u>を使用するもの</li><li>二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</li></ul></ul> <p><b>【質問の理由】</b> 適用対象の明確化のため。</p> <p><b>【回答】</b> 「従業員を使用しない」とは、労働者を雇用しないという意味であって、大まかにいうと、労働者を1人でも雇用していれば、通常従業員を使用しているといえる。 ただし、本法律案では、「従業員を使用しないもの」かどうかの判断に当たっては、組織としての実態を備えているというためには、ある程度の継続的な雇用関係が前提となることに鑑み、一定期間にわたり使用されているなどの労働者を意味するものとしており、具体的には、雇用保険法の被保険者となる労働者の範囲を参考に、基本的にはこれと同一のものとすることとしている(週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の雇用が見込まれる者等)。 そのため、原則として、被保険者とはならない短時間労働者、並びに業務委託（請負）契約を結んで働く者、同居親族及び家事使用人は含まれないものと解している。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 46 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

法第2条第1項第1号の「使用」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。

**(参考)**

**第二条** この法律において「フリーランス」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 個人であって、従業員を使用しないもの

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

本法律案第2条第1項第1号の「使用」とは、雇用と同義であって、従業員を1人でも雇用していれば、本法律案のフリーランスには該当しない。従業員の解釈については、質問32への回答のとおり。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 47 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第2条第3項第4号にある「これらに類するもので政令に定めるもの」について、どのようなものを想定しているのか具体的且つ網羅的に明示されたい。

(参考)

**第二条**

3 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一～三 略

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

現時点において特に具体的に想定しているものはないが、今後、加速度的に経済のソフト化・サービス化が進むとともに、コスト削減の観点から、サービス分野において外注化の動きが更に進むものと考えられるところ、第2条第3項第1号から第3号まで以外の情報成果物においても、本法律案の対象とすべき実態が生じる可能性があり、そのような場合に機動的に対応することができるよう、政令で情報成果物を追加することができるようにしたものである。

「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）

（通し番号 48 ）

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

【質問内容】

第2条第6項の「報酬」の定義において、「支払うべき代金」とあるが、  
労務の融通といった金銭のやりとりの生じない取引はどのような扱いとなるのか。

（参考）

第二条

6 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合にフリーランスの給付（第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

【質問の理由】

定義が不明瞭なため。

【回答】

集落その他の特定の地域において、森林作業に従事する林業者間における相互扶助の考え方立脚し森林作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる林業者間における森林作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈することとしている。

御指摘の労務を融通し金銭のやり取りが生じない取引についても、上記の関係が認められる限り、同様の取扱いとなる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 49 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第3条第1項において「これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるもの」とあるが、「正当な理由」についてその定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。

また、その判断は誰が行うのか。発注者と受注者が協議等により合意を得た場合、「正当な理由」となるのか。

**(参考)**

第三条 業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）によりフリーランスに対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められることにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項をフリーランスに対し明示しなければならない。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

「正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことをいう。例えば、ソフトウェア作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、フリーランスに対する正確な委託内容を決定することができない場合には、「フリーランスの給付の内容」を定められないことについて「正当な理由」が認められる。なお、正当な理由の判断は執行機関において行うものであり、契約当事者の協議等により合意に至ったことのみをもって、正当な理由が認められることはない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 50 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第3条第1項において、「書面又は電磁的方法（中略）によりフリーランスに対し明示しなければならない」とあるが、「明示」の定義を具体的に明示されたい。

また、「書面の明示」を行う場合、フリーランス側に同条第2項の規定で求められるような「書面の交付」を必ずしも行う必要はないという理解で良いか。

**（参考）**

**第三条 業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）によりフリーランスに対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項をフリーランスに対し明示しなければならない。**

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、フリーランスから当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

第3条第1項は、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項をフリーランスに対し明示することを業務委託事業者に義務づけており、具体的な明示の方法として、書面又は電磁的方法のいずれかの方法によることを求めている。より具体的には、書面を交付するか、電子メールや業務委託事業者のウェブサイト上の閲覧に供する方法で、フリーランスに対しはっきりと示すことを求めており、それらの具体的な方法については、公正取引委員会規則において定める予定である。

なお、2点目のご質問につきましてはご理解のとおり。第3条第2項は、契約内容の明示が電磁的方法によりなされた場合を要件としている。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 51 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第3条第1項に「公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項」とあるが、「その他の事項」として、どのようなものを想定しているのか具体的且つ網羅的に明示されたい。

**(参考)**

第三条 業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）によりフリーランスに対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項をフリーランスに対し明示しなければならない。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

明示しなければならない事項の詳細は公正取引委員会規則において定めることを予定しており、具体的には、フリーランスの給付の内容、報酬の額（報酬の算定基準でも足りる）、支払期日のほか、フリーランスの給付の期限等を定めることを想定している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 52 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第4条第1項の「給付を受領した日」について、何をもって「給付を受領」とするのか、その定義を具体的且つ網羅的に明示されたい（役務の場合はサービスを開始した日又は完了した日のどちらか）。

**（参考）**

第四条 特定業務委託事業者がフリーランスに対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者がフリーランスの給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者がフリーランスの給付を受領した日（第二条第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、フリーランスが当該役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

「給付を受領した日」について、フリーランスの給付の目的物について検査の有無にかかわらず、物品の製造を委託する場合には、製造の委託をした物品を受け取り、自己の占有下に置いた日のことをいう。情報成果物の作成を委託する場合、CD-ROM や USB など、委託した情報成果物が記録されている電磁的記録媒体を受け取り自己の占有下に置いた日をいう。役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 53 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第5条第1項の「業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの）」について、どれほどどの期間を想定しているのか具体的且つ網羅的に明示されたい。

**（参考）**

第五条 特定業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

今後の検討事項であるが、「政令で定める期間以上の期間」については、3～6か月を想定している。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 54 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第5条第1項の「政令で定める期間以上の期間行うもの」について、物品の製造（加工を含む）の取引については物品の売買により取引が行われるものとなると仮定すると、取引期間という概念は馴染まないと考えるが、物品の製造の場合の取引期間はいつの時点からいつの時点までになるのか。

**（参考）**

**第五条 特定業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

- 一 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付の受領を拒むこと。
- 二 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付を受領した後、フリーランスにその給付に係る物を引き取らせること。
- 四 フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
- 五 フリーランスの給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用されること。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

単発で特定の物品を製造することを依頼する場合においては、契約締結日から当該物品の納期までの期間を基準として、「政令で定める期間以上」であるか否かを判断することになります。

他方、基本契約を締結し、当該基本契約に基づき個別発注がなされる場合であって、当該基本契約において個別発注に係る契約条件（本法律案第3条第1項で明示することが要求されているもの）が定められているときには、基本契約の契約期間を基準として、「政令で定める期間以上」であるか否かを判断することになる。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 55 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

物品の製造の場合の第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。」の減ずるとは、何を基準として比較して減ずると解釈すればよいのか。

**(参考)**

**第五条 特定業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

- 一 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付の受領を拒むこと。
- 二 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付を受領した後、フリーランスにその給付に係る物を引き取らせること。
- 四 フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
- 五 フリーランスの給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

**【質問の理由】**

適用対象の明確化のため。

**【回答】**

第5条第1項第2号は、下請代金法第4条第1項第3号と解釈を同じくするものであるところ、発注時に定めた報酬額を基準とし、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後に報酬額を減ずることをいう。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 56 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

第5条第1項第4号の「報酬の額を不当に定めること」について、「不当」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。

(参考)

**第五条**

四 フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

**【質問の理由】**

定義が不明瞭なため。

**【回答】**

第5条第1項第4号は、下請代金法第4条第1項第5号と解釈を同じくするものであるところ、「著しく低い報酬の額を不当に定めること」に該当するかは、以下の要素を勘案して総合的に判断される。

- ①報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ②差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④当該給付に必要な原材料等の価格動向

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 57 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<p><b>【質問内容】</b> 第5条第2項の「フリーランスの利益を不当に害してはならない」について、「不当」の定義を具体的且つ網羅的に明示されたい。</p> <p><b>(参考)</b> <b>第五条</b> 2 特定業務委託事業者は、フリーランスに対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、フリーランスの利益を<u>不当</u>に害してはならない。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 定義が不明瞭なため。</p> <p><b>【回答】</b> 第5条第2項は、下請代金法第4条第2項と解釈を同じくするものであるところ、「不当に害」するとは、特定業務委託事業者において、決算対策等を理由とした協賛金の要請など、フリーランスにとって直接の利益とならない場合や、フリーランスが金銭の提供することとフリーランスの利益との関係を明確にしないまま提供させる場合のほか、将来の取引が有利になるというような間接的な利益のために金銭等を供出させる場合などを想定している。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 58 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁経営課	FAX	[REDACTED]
担当者名	田下	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】**

下請法の対象となる取引と重複する場合（例：役務提供委託において資本金1千万円事業者からフリーランスに下請を出す場合など）、両法の規定は重複するのか。

**【質問の理由】**

法律の位置付けが不明瞭なため。

**【答】**

貴見のとおり、下請代金法と本法律案は、一部重複する規定（書面交付義務、報酬支払期日等、遵守事項）があり、法律の適用範囲についても、重複する部分が存在する（例：資本金1千万円超の事業者が、フリーランスに対し、製造委託等、下請代金法の規制対象となる取引について業務委託する場合）。

ただし、主に企業間の取引を念頭に置く下請代金法と、フリーランスの取引を対象とした本法律案では、互いの適用対象にならない領域を相互に補完しあう関係にあると考えている。そのため、いずれの法律を適用するかは、両法律の法執行を担当する公正取引委員会及び中小企業庁において、個々の事案の状況を加味して、運用の中で個別に判断することを想定している。

なお、同じ事案について、それぞれの法律に基づき重複して措置がとられることがないよう、執行部署の間で適切に調整を行うこととしたい。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 59 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	林野庁木材産業課	FAX	[REDACTED]
担当者名	伊豫田 望	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p><b>【質問内容】</b> 第21条の「国」は、中小企業庁、公正取引委員会及び厚生労働省全てまたはいずれかであるとの解釈で良いか。</p> <p><b>（参考）</b> <b>第二十一条</b> <u>国は</u>、フリーランスに係る取引の適正化及びその就業環境の整備に資するよう、フリーランスからの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【質問の理由】</b> 実施主体の明確化のため。なお、当庁では必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるための予算要求等を行っておらず、当該法案の所管である省庁において措置すべきものと考えるため。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>○ 同法第21条における「国」については、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省を示しています。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 60 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	水産庁漁政部企画課	FAX	[REDACTED]
担当者名	廣金、宮坂	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
<b>【質問内容】</b> 本法案の解釈について、10月11日（火）に頂いた以下のご回答のとおりで理解して宜しいでしょうか。  漁村その他の特定の地域において、漁業関係作業に従事する漁業者間における相互扶助の考え方方に立脚し漁業関係作業という役務を相互に依頼し合う関係が長年にわたり確立されている場合については、かかる漁業者間における漁業関係作業の委託は、事業者間の行為には当たらないと考えられ、本法律案の規律が及ぶものではないと解釈する。
<b>【質問の理由】</b> 10月11日（火）の事前調整の結果どおりのことを確認するため。
<b>【回答】</b> 御理解のとおりです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 18 )

府省名	農林水産省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	新事業・食品産業 外食・食文化課	FAX	[REDACTED]
担当者名	砂山大輔、門谷秋子	e-mail	[REDACTED] [REDACTED]

**質問及びその理由**

**【質問内容】第5条、第13条及び第16条**

フードデリバリー業では、フードデリバリーの配達員等のフリーランスへの業務委託の際には、アカウント登録における基本契約の締結と、実際の配達業務の受注における個別契約という二本立ての契約関係が存在している。また、アカウント登録（基本契約）のみを行い、実際には業務を受注しない（個別契約を締結しない）フリーランスも多数存在している。

本法案第5条、第13条及び第16条で定められている「政令で定める期間以上の期間」の継続性の判断に当たっては、基本契約ではなく、個別契約の締結によって判断されるとの理解でよいか。

仮に継続性要件については一の個別契約ごとに独立して判断しないとの考え方（※）である場合、契約期間のみならず、実際の稼働実態（月当たりの平均稼働日数や平均稼働時間、平均月額報酬など）についても判断基準に含めないと、実質、継続関係にないフリーランスにも不必要に法を適用することにならないか。

（※基本契約で判断する、または、複数の個別契約を一体のものとして判断するなど）

いずれの点の考え方も法案の閣議決定前迄に明らかにできないか。

**【質問の理由】**

**【回答】**

一般的には、個別具体的な業務の依頼がなされる契約を基準に、継続性を判断する。

しかし、個別契約に共通して適用される条件を基本契約として定め、基本契約に基づき個別契約を締結するというケースにおいては、基本契約の契約期間を基準に、継続性を判断することとなる。ただし、この判断の基準となる基本契約には、本法律案第3条第1項で明示することが要求される給付の内容、報酬の額（算定方法を含む）、支払期日その他の事項の一部が含まれていなければならないとして整理しており、基本契約についての本法律案の適用範囲は自ずと限定されるものと考えている。

これらの考え方については、施行までに対外的に明らかにしてまいりたい。